

《新型コロナウイルス感染症緊急経済対策》

新冠町における各種給付金 ～事前のご案内～

新冠町は、5月中旬から受付け予定です。
詳しくは、改めて対象者へご案内します。

①特別定額給付金

【給付額】 10万円／人

【対象者】 すべての方

【申請先】 令和2年4月27日に住民登録のあった市町村

【申請方法】 市町村から世帯主に申請書等が郵送されます。
同封の返信用封筒により返送願います。

②子育て世帯への臨時特別給付金

【給付額】 1万円／人

【対象者】 令和2年4月分児童手当対象児童がいる世帯
(3月分児童手当対象児童も含む)

【申請先】 令和2年3月31日に住民登録のあった市町村

【申請方法】 改めて申請は不要です。

※市町村からお知らせが郵送されます。

注) 公務員は申請が必要です。

《配偶者からの暴力（DV）を理由に避難している方へ》

事情により住所を移すことが出来ない方は、手続きをしていただくと、今お住まいの市町村で受給が可能です。

【要件】以下のいずれかに該当する方

- ①配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けていること。
- ②婦人相談所から「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」や配偶者暴力対応機関の確認所が発行されていること。
- ③住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置の対象となっていること

【お問い合わせ先】

新冠町役場町民生活課町民生活グループ

電話 0146-47-2112

サギ 《給付金の詐欺にご注意》

- 市町村や総務省などが給付金の給付のために、手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。
- 市町村や総務省などが現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは、絶対にありません。

個人情報、通帳、キャッシュカード、暗証番号の搾取にご注意頂き、不審な電話や郵便、メールが届いたら、お住まいの市町村や最寄りの警察署にご相談ください。